

芦 東山 — 自己の生き方をつらぬく —

芦東山は、江戸時代に生き、『無刑録』という刑法の本を完成させた人です。

東山は、元禄九（二六九六）年、岩手県の渋民村（現在の一関市）で生まれました。

東山の家は、父も祖父も肝入りという村長のような役目をしていました。小さいころから学問にはげみ、農民の出身でありながら、十九歳で番外侍として仙台藩の武士に取り立てられるとともに、二十六歳で儒学者として仕えるようになりました。

東山は、学問にすぐれているだけでなく、儒教の教えに基づいて藩にとつ

てためになることを考え、意見を述べる人でした。当時は、自分よりも身分が上の人に対して意見を言うことは難しいことでした。そのため、身分が上の人と異なる考えを述べる人はほとんどいなかったのです。しかし、東山だけはちがいました。それこそが儒官としての自分の役目だと考えていたのです。

東山は二十七歳のとき、藩主の伊達吉村公にあてて意見書を出しています。それには、儒学の勉強をしっかりとすることや学問にすぐれた先生を採用すること、殿様への意見は聞き入れるべきこと、藩の学校を建ててすぐれた人を育てることなど、藩主としてやるべきことが書かれていました。

一方、東山は儒学者としての学問を続けながら、医学や薬草の勉強、冷害を乗り切る方法などを学んでいました。それは肝入りの家に生まれ、小さいころから農民の苦勞を見て育ってきたからでした。さらに、祖父の白栄は、孫の東山には農民の苦しい生活を少しでもよくし、ふるさとのために役立つ人になってほしいと願っていました。東山は儒学者として活躍するようになってからも祖父の願いを決して忘れることはありませんでした。



芦 東山（芦東山記念館蔵）

儒学者：
孔子の思想をもとにした中国古代からの伝統的な学問の研究を仕事にしている人。

儒官：
儒学を教える仕事の役人。

四十三歳のときに、順調に歩んできた東山の人生に苦難のときが訪れます。

仙台藩が学問所を建てることになったときに、東山は自分が考えていた案を出しました。これまでは、父親の身分の順に子どものすわる順番が決められていました。このことについて、目上の人を尊重する考えの東山は、「学生の席順は、親の身分ではなく、年齢の順にすべきである。」

という意見を出したのです。しかし、東山の出した案は通ることはありませんでした。それからしばらくして、東山のもとに評定所から呼び出しがきました。

「東山に、石母田家預けを言いわたす。」

石母田家預けとは、「他人預け」という刑罰で、仙台藩の役人石母田氏に東山の身柄を預け、屋敷に閉じこめ自由な行動ができないようにすることでした。東山が自分の考えを変えようとせず、意見をおし通そうとしていることがその理由でした。何らかのことがめがあるかもしれないとは思っていたものの、予想以上に厳しい刑でした。しかし、東山は、

「はい、わかりました。」

と静かに返事をする、宮崎(現在の加美町宮崎)に旅立つ準備にとりかかりました。妻も、少しもあわてることなく、小さい二人の子どもと手伝いの者を連れ、宮崎へと向かったのです。

宮崎での東山の住まいは、何人もの役人によって一日中監視されていました。そのうえ、筆や硯を使うことさえ禁止されました。ようやく、筆を使う許しができると、東山の部屋には一晩中明かりがともることが多くなりました。やがて、宮崎に厳しい冬が訪れます。静まり返った村には、ヒューヒューと風の音だけが鳴りひびきます。薬菜山からふき下ろす冷たい雪混じりの風は、家の中にすき間風となって入りこみ、するどくはだをつきさすようでした。あまりの寒さに筆を持つ手もかじかみました。しかたなく東山は、部屋に和紙をはりめ

評定所：

仙台藩の最高司法機関。

石母田家：

伊達家の家臣

宮崎(加美町宮崎)をおさめていた。

とがめ：

罰とされること。

薬菜山：

加美富士ともいわれている。

冬の薬菜おろしは、地吹雪をおこすほどの強い風が吹く。

ぐらせて、寒さをしのぎました。そして、

「そうだ、今だからこそできる。今だからこそ。」

とつぶやくと、一心不乱に刑法の本を書き進めました。

東山は、宮崎に来てからわずか半年後には、『無刑録』という刑法の本の作成に取りかかっていたのです。今は石母田家預けの身、何かと不自由ではあるが、幸い時間だけは自由に使うことができると、何度も自分に言い聞かせていたのです。仙台藩の儒官として仕えていたころは、藩の仕事で忙しく、刑法の本の作成に取りかかることができずにいたのです。刑法の本を書くことは、東山が師として最も尊敬していた江戸の学者である室鳩巢からすすめられていたことでもありました。東山はこのような立場におかれても、儒学者として果たすべき自分の役目を忘れなかったのです。

その後、東山は十七年かかって、ようやく『無刑録』十八巻を完成させました。東山はその中で、すべての人間に刑罰がなくても犯罪が発生しないような理想の社会を求め「罪人をよりよい道に導く刑にすべきである」ことをうたったえています。東山は、すべての人間にはもともと善の心があり、罪を犯してしまった人に対しても厳しい罰を課すのではなく、教え導くことによって善の心をもって行動する人間にすることができると考えていました。

東山が『無刑録』を完成させるためには、仙台藩の龍宝寺（仙台市）が持っている書物で確かめる必要がありました。東山は、何度も願い書を出し、やっとのことでお寺の大切な書物を貸し出してもらったことができました。そして、ついに東山は『無刑録』を完成させたのでした。



刑法…
犯罪と罰について
きめた法律。

善…
よこしい。

東山が「他人預け」を許されたのは、宮崎で十九年間、高清水（現在の栗原市高清水）で四年間の計二十三年間にわたる幽閉生活の後でありました。そのとき東山は六十六歳。許しを得て浪人となった東山は、ふるさとの浜民村に帰りました。それからというもの、東山の家の前は訪れる人で毎日いっぱいになりました。東山は、学問を教えてほしいという人には、たとえ貧しい人であっても、わけへだてなく教えました。また、病人に対しては薬草を調査してあたえるなど、忙しく毎日を送っていました。

東山は、ここでも自己の生き方をつらぬき通し、八十一歳の生涯を静かに終えたのでした。



『無形録』（芦東山記念館蔵）

明治時代になると、政府はフランスの刑法を手本にして日本の刑法を作ろうとしました。そのとき、日本にすでに刑法についてすばらしい考えをもっていた人物がいたことがわかったのです。それが東山でした。政府は『無形録』の価値を認め、元老院という国の機関から出版しました。

東山が亡くなってから百一年目のことでした。

芦東山

芦東山は、元禄九（一六九六）年に、浜民村（現在の岩手県一関市浜民）に生まれた。仙台藩の儒学者として勤め、室鳩巢のすすめを受けて、『無形録』を書き著した。『無形録』は、人間愛の精神をもって人に接し、教育によって刑罰のない平和な世の中にすることを説いたものであり、近代刑法の参考資料となった。

幽閉：
他の人と会わない
ようにとじこめる
こと。

浪人：
藩から給料をもら
えず、藩の武士で
なくなること。